

公立大学法人県立広島大学の設立に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成十九年四月一日

広島県知事 藤 田 雄 山

### 広島県規則第三十九号

#### 公立大学法人県立広島大学の設立に伴う関係規則の整備に関する規則

(広島県公有財産管理規則の一部改正)

第一条 広島県公有財産管理規則(昭和三十九年広島県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

第六十七条中「(大学を除く。)」を削る。

(ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例施行規則の一部改正)

第二条 ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例施行規則(平成三年広島県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二中

国際協力銀行	国際協力銀行法(平成十一年法律第三十五号)	を
公立大学法人県立広島大学	地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)	に
国際協力銀行	国際協力銀行法(平成十一年法律第三十五号)	

改める。

(広島県立大学学則等の廃止)

第三条 次に掲げる規則は、廃止する。

- 一 広島県立大学学則(平成元年広島県規則第二十八号)
- 二 広島県立大学大学院学則(平成六年広島県規則第四十五号)
- 三 県立広島女子大学学則(平成七年広島県規則第二十五号)
- 四 県立広島大学保健福祉学部附属診療所使用料及び手数料条例施行規則(平成八年広島県規則第一号)
- 五 県立広島女子大学大学院学則(平成十二年広島県規則第七十七号)
- 六 広島県立保健福祉大学学則(平成十二年広島県規則第七十八号)
- 七 県立広島大学管理規則(平成十七年広島県規則第六十一号)
- 八 県立広島大学組織規則(平成十七年広島県規則第六十二号)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(県立広島大学管理規則の廃止に伴う経過措置)
- 2 第三条第七号の規定による廃止前の県立広島大学管理規則(以下この項において「旧規

則」という。)第六条から第十二条までの規定は、公立大学法人県立広島大学の設立に伴う関係条例の整備に関する条例(平成十八年広島県条例第六十三号)第十二条第二号の規定による廃止前の県立広島大学設置及び管理条例(平成十六年広島県条例第三十九号)第一条に規定する大学の平成十八年度の教育及び研究並びに組織及び運営の状況についての評価が終了する日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、旧規則第十条中「大学企画管理室」とあるのは「学事室」と、旧規則第十二条中「大学」とあるのは「公立大学法人県立広島大学」とする。